

独自給付制度 結婚・出産祝金請求書

西暦 年 月 日

那覇商工会議所 御中

下記の通り祝金を請求します。

住 所 〒

事業所名
事業主名 印
電話番号 () -

※太枠内をご記入の上、別紙ご案内に記載の必要書類を必ず添付してください。

フリガナ		生 年 月 日	加入者番号
加入者名		S 年 月 日 H	給 付 金 額
加入年月日	平成・令和 年 月 日	加入口数 口	円

※該当する祝金に○を付けてください

	結婚祝金	配偶者の氏名	
		婚姻届提出日	西暦 年 月 日
	出産祝金	子供の氏名	
		出 産 日	西暦 年 月 日
上記の事実と相違ないことを証明します。			
事業主氏名 印			

※振込先は、現在、掛金を引き落としている口座となります。

※本請求書及び添付書類に記載された個人情報、那覇商工会議所生命共済制度祝金請求に伴う事務手続きにのみ使用します。

会議所使用欄

総務部長	企画業務 次長	企画業務 課長	担 当	ｱｸｼｬﾝ推進員

送金日：西暦 年 月 日

振込先 普通 No. 名義

那覇商工会議所 生命共済制度 各種祝金の請求手続きについて

1. 種別

- (1) 結婚祝金 ⇒ 加入6カ月を経過後に、ご結婚した場合に支給します。
但し、結婚祝金は継続した保険契約中に1回限りの給付とします。
- (2) 出産祝金 ⇒ 加入6カ月を経過後に、被保険者の子どもが、生まれた場合に支給します。
- (3) 満了祝金 ⇒ 継続加入3年を経過後に、70歳満了脱退を迎えた場合に支給をします。
特に手続きは必要ありません。保険契約更新後(1月末)に保険会社と確認の上、支給します。

2. 給付金額

結婚祝金	10,000円	両者が被保険者の場合、それぞれに支給。
出産祝金	10,000円	多子出産の場合、1児につき支給。
満了祝金	10,000円	

3. 支給できない場合

- (1) 加入日から6カ月以内に支払事由が生じた場合。【結婚祝金・出産祝金】
- (2) 加入日から継続加入3年以内の方。【満了祝金】
- (3) 請求時に生命共済制度を脱退している場合。または、那覇商工会議所の会員を脱会している場合。
- (4) 請求時及び受給時に掛金を期日迄に支払わない場合。(2カ月続いて口座不能となった場合には溯って失効となります)
- (5) 結婚・出産から1年を経過して請求があった場合。
- (6) 保険契約者または被保険者の虚偽の申請があった場合。又は保険契約期間中において2回目以降の申請があった場合
- (7) 請求時に那覇商工会議所の会費が未納である場合。
- (8) その他

4. 添付書類・請求方法

アクサ生命推進員または弊所へご連絡のうえ、祝金請求書を下記のいずれかの添付書類と一緒にご提出ください。

【結婚祝金】婚姻日が証明できる書類：戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書の原本または写し

【出産祝金】出生日が証明できる書類：戸籍謄本・戸籍抄本・住民票(続柄記載あり)・母子手帳・健康保険証の原本または写し

【満了祝金】提出する書類はございません。

5. その他

- ・祝金は、掛金引落口座にお支払いさせていただきます。
- ・申請上において、不備または誤りがある場合には支給の停止・または祝金の返却をお願いすることがあります。

お知らせ

「那覇商工会議所生命共済制度」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)」並びに那覇商工会議所が独自に実施する「祝金・見舞金制度」で構成されています。つきましては、「那覇商工会議所生命共済制度」給付金請求受付の一環として、団体定期保険引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の社員が那覇商工会議所に対する「祝金・見舞金制度」請求の取り次ぎをさせていただきます。

《入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)引受保険会社》

アクサ生命保険株式会社 お問い合わせ先：沖縄支社那覇営業所(TEL:098-862-5084)